

■ 臨床研修病院の指定取消について(取消申請 1病院)

- (1) 申請病院
板橋区医師会病院
- (2) 指定取消対象病院
(基幹型臨床研修病院) 板橋区医師会病院
- (3) 指定取消期日
令和8年3月31日
- (4) 指定の取消しを受けようとする理由
基幹型病院としての初期研修医の教育を十分に行うための指導体制を維持することが難しくなったため
- (5) 現に臨床研修を受けている研修医の扱い
2年次研修医2名は、令和8年3月末をもって研修修了予定

上記の対象病院について、基幹型臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認められることから、指定を取り消す。

【医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（抄）】

（指定の取消しの申請）

第十四条 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする期日
- 三 現に臨床研修を受けている研修医があるときは、その者に対する措置
- 四 臨床研修を受ける予定の者があるときは、その者に対する措置

2 協力型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の申請があった場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（指定の取消しの通知）

第十五条 都道府県知事は、臨床研修病院の指定の取消しをしたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

【医師臨床研修業務の手順書（参考）より】（令和2年2月／関東信越厚生局健康福祉部医事課臨床研修係作成）

2-④ 臨床研修病院の指定取消に係る業務概要

- (1) 基幹型臨床研修病院は、指定の取消を受けようとするときは取消申請書を都道府県に提出
- (2) 都道府県において、取消申請書の確認
- (3) 地域医療対策協議会に報告し、取消を決定
- (4) 病院に対し取消の通知、厚生労働省に通知
- (5) （協力型も取り消す場合）指定証の返還（病院から都道府県に返還）